

第6章

環境保全の行動計画

この章では、環境基本計画において具体的に掲げた展開内容について、特に重要な項目、率先的に取り組まれるべき項目、速やかに実践することが可能な項目について記載しています。

① 行動計画の位置づけ

② 行動計画の内容

1 行動計画の位置づけ

この行動計画は、環境基本計画の中では、次のように位置づけられます。

(1) 重点計画として

施策方針の中でも特に重要であり、早い段階から検討され、取り組まれることが望ましい計画として位置づけられます。

(2) 率先行動計画として

施策方針の中で、特に率先して行動がなされる必要があるもの、他の項目に先駆けて実行されることで計画全体の牽引役となる、言わばリーディングプロジェクトとして位置づけられます。

(3) 実践行動計画として

施策方針に沿ってその内容をさらに具体的に設定することにより、私たちの身近な日常生活や事業活動の中で、速やかに行動に移す計画として位置づけられます。

以上の点から、次の5項目を行動計画とします。

① 緑と水辺の環境整備プロジェクト

[関連施策方針：1-1-1 森林の植生と生態系の保護]

[関連施策方針：1-2-2 親しみやすい水辺環境の整備]

② 農業と農村の環境保全プロジェクト

[関連施策方針：1-5-1 自然豊かな農地の保全]

③ ごみの不法投棄撲滅・散乱防止プロジェクト

[関連施策方針：2-6-1 ごみの不法投棄の撲滅]

[関連施策方針：2-6-2 ごみの散乱防止]

④ 3R 普及促進プロジェクト

[関連施策方針：2-7-1 3R の普及促進]

⑤ 環境教育・環境学習と意識啓発推進プロジェクト

[関連施策方針：5-2-1 環境教育・環境学習の積極的な推進]

[関連施策方針：5-2-2 環境問題に対する意識啓発の推進]

本計画では行動方針と行動内容について記しています。

【行動方針】

- ① だれが行動するか（関係者の確認）
- ② 期限を定めて行動するか、あるいは継続的に行動するか
- ③ どこで行動するか（行動場所あるいは範囲）

【行動内容】

- プロジェクトに応じた効果的具体的な行動の内容

行動にあたっては次のようなプロセスにおいて詳細な内容の検討と役割分担を確認し、実践します。

